

社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告

ソーシャルワークが展開できる 社会システムづくりへの提案

2003（平成15）年6月24日

日本学術会議

第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会

「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」の概要

1 はじめに

- ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（ＱＯＬ）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである。
- 日本では、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士がソーシャルワーカーとして位置づけられている。

2 ソーシャルワークを必要とする社会状況とそれに対応するシステムの不備

- 子ども虐待、ホームレス、精神障害者問題等に関し社会からのソーシャルワークに対する期待や要請は極めて大きい。
- ソーシャルワーク教育系大学や教員は急増しており、社会福祉人材の急激な拡大が図られてきた。
- 社会的にソーシャルワーカーを受け入れる状況になっていない。
- 本報告書では、ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりに向けて、ソーシャルワーカーの任用・養成・研修について提案する。

3 ソーシャルワーカーの任用

- ほとんどの機関・団体・施設に置かれている法的な職員任用において社会福祉士有資格者が必置要件となっていない。
- 社会福祉領域で、社会福祉士の任用制度を構築しなければならない。
- 医療、教育、雇用、司法等の領域で、社会福祉士が任用される制度的方途を整備していく必要がある。
- 都道府県等に限らず市町村において、社会福祉士を任用し配置していくことが必要である。

4 ソーシャルワーカーの養成

- ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の養成教育機関は急増しており、ここ十年で大学は約 3.4 倍、博士課程前期は 3.2 倍、博士課程後期は 3 倍に増えている。
- 4 年制大学は、教育や研究水準向上のために自己点検・自己評価や第三者評価を実施する必要がある。
- 大学院は、高度専門職養成と研究者養成に分離し、その各々のレベルにおいて自己点検・自己評価や第三者評価を実施する必要がある。
- 文部科学省は、社会福祉系大学設置認可及び改組転換による社会福祉教育課程設置審査にあたって、社会福祉士と精神保健福祉士及び介護福祉士の教育内容、教育方法、教育条件及び教員組織について厳格に審査し、その教育水準を向上させるよう助言指導すべきである。
- 介護福祉士資格者が社会福祉士の国家資格受験資格を取得できることも検討する必要がある。
- 日本のソーシャルワーカーである社会福祉士が国際的に通用する資格となるようソーシャルワ

カーのグローバルスタンダードづくりが必要である。

5 ソーシャルワーカーの研修

- ソーシャルワークのカバーする領域は多様であり、個々の職能団体が領域別に行う研修だけでなく、組織を超え横断的に生涯研修体制を構築すべきである。
- 社会福祉・社会保障研究連絡委員会が提唱した「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」がイニシアチブをとり、現状の社会福祉士資格制度を基盤とした、専門領域別の上級ソーシャルワーカー（仮称）の認定制度の創設が求められる。

6 まとめ

- ソーシャルワーカーの任用や養成・研修が促進されることで、全ての国民が安心して暮らせるセフティネットワーク構築の中核的役割を果たすソーシャルワークが日本社会に定着することを願う。

この報告は、第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会の審議結果を取りまとめて、報告するものである。この報告は、本文と添付資料 「日本における社会福祉学教育・研究の鳥瞰図」と資料 「社会福祉士任用の現状と可能性」により構成されている。資料 の作成は（社）日本社会福祉士会の宮島淳氏の協力を得た。

第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会

- | | |
|------|---------------------------------|
| 委員長 | 大橋 謙策（日本学術会議第 1 部会員、日本社会事業大学教授） |
| 幹事 | 田端 光美（北九州市立大学教授・日本女子大学名誉教授） |
| | 高橋 重宏（日本社会事業大学教授） |
| 委員 | 岡本 民夫（同志社大学教授） |
| | 川村佐和子（東京都立保健科学大学教授） |
| | 白澤 政和（大阪市立大学大学院教授） |
| | 古川 孝順（東洋大学教授） |
| | 牧里 每治（関西学院大学教授） |
| | 山崎美貴子（神奈川県立保健福祉大学教授） |
| 幹事補佐 | 市川 一宏（ルーテル学院大学学長） |
| | 中野いく子（東海大学教授） |
| | 中野 敏子（明治学院大学教授） |

- アドバイザー - 一番ヶ瀬康子（第 13～15 期日本学術会議第 1 部会員、長崎純心大学教授、日本女子大学名誉教授）
- 仲村 優一（第 16・17 期日本学術会議第 1 部会員、日本社会事業大学名誉教授）

『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』

（対外報告作成の背景）

日本の社会福祉政策は、21世紀に入り、従来のような経済的救済のための金銭給付や福祉サービスを必要としている人を家庭や地域から切り離し、社会福祉施設に入所させる方式を改め、福祉サービスを必要としている個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスを必要としている人の自己選択、自己決定を前提として、家族とともに地域で自立生活が可能になる方式へと転換させた。その方式では、多様な福祉サービスを保健医療サービスその他関連するサービスと有機的に、かつ総合的にサービス提供できるようにケアマネジメントを手段としたソーシャルワーク実践が欠かせないものになる。

また、社会的には、福祉サービスを必要としている人を援助するだけでなく、家族全体の関係やその人の社会的関係を調整し、社会環境を整備しなければ地域での生活が成り立たないような複雑な問題を抱えた事象も増大してきている。

例えば、子ども虐待問題、DV(家庭内暴力)問題、学校不登校問題、精神障害者の地域生活援助等の問題に適切に対応していくためには、その人や家族と社会・生活環境との関係に関わり、援助するソーシャルワーク実践がかかせないものになっている。

（問題点）

しかしながら、日本では社会福祉制度とその制度を実際に活用し、個別、具体的に援助する職員制度との間に整合性がない。

また、その個別、具体的に援助する職員制度と専門職としての国家資格である、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士や精神保健福祉士の養成、任用制度の間にも整合性がない。

今求められているのは、地域自立生活を支援するソーシャルワークを、社会福祉士及び精神保健福祉士が実際に担えるシステムを構築することである。

（提言）

本報告は、地域自立生活上、何らかの生活支援を必要としている人に対するソーシャルワーク実践を展開できるシステムを各地方自治体毎に構築すること。

各地方自治体は社会福祉士及び精神保健福祉士をそのシステムの職員に任用すること。

社会福祉士及び精神保健福祉士養成大学は教育水準の向上を図ること。

（報告書の配布先）

- ・ 厚生労働省
- ・ 都道府県、市町村の保健福祉行政担当部局

- ・（社）社会福祉士養成校協会、日本社会事業学校連盟などの加盟教育機関
- ・ ソーシャルケアサービス従事者研究協議会加盟の（社）日本社会福祉士会、（社）日本医療社会事業協会、日本精神保健福祉士会等のソーシャルワーク職能団体
- ・ 「福祉研連」登録学協会（２４学会）
- ・ 福祉科を設置している高校（約５００校）

（記者への説明）

- ・ 資料を配付し、説明を行う

（第１８期における社会福祉・社会保障研究連絡委員会の活動）

- ・ 登録学術団体である２２学会の協議会を３回開催
- ・ 『福祉研連ニュース』を３回発行（毎回１０００部印刷、全登録学術団体役員に配布）
- ・ 「福祉研連」の委員会を１９回開催（元日本学術会議会員がアドバイザーとして出席）
- ・ 対外向けのシンポジウムを２回開催（広島、秋田）
- ・ 登録学術団体は規模に応じて分担金を拠出、年約８５万円
- ・ 科学研究費の水準向上のためのワークショップを３回開催

（本件問い合わせ先）

社会福祉・社会保障研究連絡委員会委員長 大橋 謙策（第１部会員）

（連絡先） 自宅 稲城市若葉台２－１６－３ 電話 ０４２－３３１－４８７６

勤務先 日本社会事業大学・大橋研究室 電話 ０４２４－９６－３１４２

社会福祉・社会保障研究連絡委員会幹事 高橋重宏（日本社会事業大学教授）

（連絡先） 自宅 文京区白山４－２６－１２ 電話 ０３－３８１４－３５３８

勤務先 日本社会事業学校 電話 ０４２４－９６－３２００

E-mail: shige@jcsu.ac.jp

目次

本文

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ソーシャルワークを必要とする社会状況とそれに対応する 社会システムの不備・・・・・・・・	2
3	ソーシャルワーカーの任用・・・・・・・・	3
4	ソーシャルワーカーの養成・・・・・・・・	4
5	ソーシャルワーカーの研修・・・・・・・・	6
6	まとめ・・・・・・・・	7

用語の解説・・・・・・・・	8
---------------	---

添付資料

日本における社会福祉学教育・研究の鳥瞰図・・・・・・・・	11
社会福祉士任用の現状と課題・・・・・・・・	12

1 はじめに

近代市民社会は、国民の最低生活を保障し、国民生活の安定と社会の安寧・発展を図るために、社会のセーフティネットとしての社会保障制度を確立してきた。日本においても、社会保険や公的扶助といった所得保障制度を整備してきた。しかしながら、国民の自立生活を支援する対人援助としてのソーシャルワークは必ずしも十分に展開されてきたとはいえない。このソーシャルワークとは、社会福祉援助のことであり、具体的には人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、利用者の質の高い生活（ＱＯＬ）を支援していくことである。そのため、ソーシャルワークは、人々が社会サービスを活用しながら、自らの力で生活問題を解決していくことを支え、人々が生活する力を育むよう支援することを言う。その支援の過程において、必要があれば既存の社会サービスで足りない問題解決のための社会資源の開発をはじめとした社会環境面での改善にも努めることである。また、ソーシャルワークは障害のある人であっても、他の市民と同等のごく当たり前の生活ができるようにするのが当然だとするノーマライゼーションの思想を尊重する。また、人々が健康で文化的な生活が営めるよう、社会全体の中に自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として包みこんでいくソーシャルインクルージョンの考え方を実現することでもある。このようにソーシャルワークの目的は人々の人権を擁護することにある。ソーシャルワークは、国民の最も身近なところで、セーフティネットの中核を担うものである。

1956（昭和 31）年に創設された国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW: International Federation of Social Workers）には、「社団法人 日本社会福祉士会」や「社団法人 日本医療社会事業協会」等も加盟しているが、この国際ソーシャルワーカー連盟は 2000（平成 12）年のモントリオール大会で、ソーシャルワークを以下のように再定義している。

ソーシャルワーク専門職は、ウェルビーイングの状態を高めることを目指す。そのために、人びとのエンパワーメントを促し、人々を抑圧から解放するために、人間関係における問題解決を図り、社会の変革を進めることにある。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会公正の原理は、ソーシャルワークが拠り所とする基盤である。（「日本ソーシャルワーカー協会」の訳を一部訂正）

このソーシャルワークの考え方は、古く大正時代にアメリカから紹介されたが、戦後長らく所得保障としての生活保護や社会福祉施設への入所といったサービスが行政責任により行われており、国民の自立生活を支援するソーシャルワークは必ずしも十分に発展してこなかった。このような状況のなかで、病院の入院患者の生活問題や結核患者・精神障害者の生活問題に関わる医療分野でのソーシャルワークは一定の成果をあげてきた。その後 1980 年代後半以降、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える多様な在宅福祉サービスが制度化されることにより、生活支援の考え方が変わってきた。そうした各種在宅福祉サービス制度の発展に伴い、住み慣れた地域社会の中で高齢者や障害者の自立生活を可能とするソーシャルワークが不可欠となってきた。その業務は高齢者領域での在宅介護支援センター、障害者領域における地域生活支援事業、子どもや家庭領域における児童家庭支援センター事業が対応してきた。それらの業務を通じて、一人ひとりの生活の違いを踏まえたサービスの提供と自立生活を支援するソーシャルワークが漸く社会的に理解され、国民も強い期待を寄せるようになってきた。

ところで、日本では、このソーシャルワークに関する業務を担当する職員の養成と資格が法的に位置付けられたのは、1987（昭和 62）年制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、社会福祉士国家資格制度が成立し、翌年から国家試験と登録が始まってからである。この法律ではソーシャルワークという用語は使用していないが、**社会福祉士**をソーシャルワーカーと位置づけており、社会福祉士の業務を法的に、「日常生活を営むのに支障のある者に対して相談・助言・指導等を行う者」と規定した。さらに、精神保健領域におけるソーシャルワーカーである**精神保健福祉士**については 1997（平成 9）年に制定された「精神保健福祉士法」により国家資格となり、1999（平成 11）年から国家試験が始まった。2003（平成 15）年 5 月末現在、社会福祉士 49,517 人、精神保健福祉士 18,713 人が様々な領域で活躍している。

しかしながら、日本の社会では、子ども虐待への緊急対応、障害者の地域自立生活支援、要介護高齢者の自立支援等でソーシャルワークをますます必要とする社会状況になっているにも関わらず、社会福祉士国家資格発足 15 年を経過した今日でも、未だ対人援助としてのソーシャルワークを担う社会福祉士及び精神保健福祉士の任用を制度的に明記されている領域は殆んどなく、ソーシャルワークが展開できる社会システムが十分に整備されているとはいえない状況にある。

このような状況を踏まえ、日本学術会議第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会は、『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくり』について、以下の通り提案する。

2 ソーシャルワークを必要とする社会状況とそれに対応する社会システムの不備

ソーシャルワークは高齢者、障害者、子ども、ひとり親、さらにはホームレスといった人々の人権を擁護し、生活問題を解決・緩和することで、人々の生活を支援するものである。そのため、社会からのソーシャルワークに対する期待や要請は極めて大きい。

こうした社会がソーシャルワークを必要としている現状を受けて、近年、社会福祉人材の急激な拡大が図られてきた。ソーシャルワーク系大学は急増し、1955（昭和 30）年に 14 校で結成された「日本社会事業学校連盟」は、1989（平成元）年には 40 校に増加し、2003（平成 15）年には 135 校にまで急増している。

結果的に、ソーシャルワーク系大学を卒業する学生数は、年間約 2 万人に及んでいる。さらに、そうした養成教育を担う教員も急増しており、例えば、「日本社会福祉学会」においては、1973（昭和 48）年には 730 人であった会員が 1989（平成元）年には 1,600 人へと増加し、2003（平成 15）年 5 月現在では約 4,400 人にまでなっている。しかしながら、このように社会福祉士養成が増大しているにもかかわらず、養成された人材がソーシャルワーカーとして機能する場が十分でなく、その人材が活用されていない状況にある。

例えば、2000（平成 12）年に成立した介護保険制度の中での介護支援専門員については、本来であればソーシャルワーカーが中心となって担うべき業務であるにも関わらず、現実には業務独占でないこともあり社会福祉士以外の専門職が多数いる。また、社会福祉施設には古くから生活指導員等が配置されているが、ソーシャルワークとしての視点が弱く、必要とされる援助計画の作成・実施においてソーシャルワーク業務を展開できていない状況にある。更には、子どもの領域での児童養護施設では従来から児童指導員が配置されてきたが、虐待問題対応において、家族関係の調整等のソーシャルワークがますます重要になってきているにもかかわらず、ソーシャルワークが展開できていない現状にある。

以上のように、ソーシャルワークに対する社会の期待や要請と、それに応えるべきソーシャルワーカーの養成・任用のあり方等との間に齟齬が生じているといえる。社会的には、様々な生活問題との関わりで、自立生活を支援するソーシャルワークの必要性が高まっているにも関わらず、ソーシャルワーク教育を受けた学生の就職に関して言えば、社会福祉士をソーシャルワーカーとしてではなく、介護職として採用している場合が圧倒的に多いといった現状がみられる。それはソーシャルワーカーとしての社会福祉士を任用する社会システムが整備されていないことの反映である。

この齟齬を解消できるかどうかは、ソーシャルワーク教育関係者自らが大学等での養成において内的な努力を行い、社会的に評価され、地域で必要だと思われる質の高いソーシャルワーカーを養成し輩出することができるかどうかにかかっている。そのためにも、ソーシャルワーク実践をもとに、人々の行動と社会システムに関する理解を深め、人々が生活していく上で遭遇するニーズとその解決方法についての一層の理論化を進めていくことが重要である。

他方、外的には環境条件を整備することによって、社会からソーシャルワークに対する適切な評価や承認を得ることで、ソーシャルワークが広く市民権を獲得していくことも求められる。それは、法律等で規定された生活指導員・生活支援員等の社会福祉関係の職員の任用規定に社会福祉士の任用を明記させることを含め、ソーシャルワークがより高度な専門職として社会的承認を得られるかどうかである。

本報告では、ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりに向けて、ソーシャルワーカーの任用のあり方、ソーシャルワーカーの養成のあり方、ソーシャルワーカーの研修のあり方について、その現状と課題を提示することで、ソーシャルワークが社会的承認を得ていくために、外的な環境条件を整備していくことについて提案するものである。

3 ソーシャルワーカーの任用

(1) 現状

1988(昭和63)年度から始まった国家資格である社会福祉士資格制度は発足後15年が経過しているが、ほとんどの機関・団体・施設における法的な職員任用において社会福祉士有資格者が必置要件となっていない。現実には社会福祉士の任用を法的にうたっているのは、児童相談所の所長および児童福祉司等であり、社会福祉士国家資格制度発足後の社会福祉士の活動実績が評価され、制度に反映されていないのが現状である。(添付資料 参照)

(2) 課題

社会福祉領域でのソーシャルワーカーとしての社会福祉士の任用制度が改善されなければならない。具体的な任用先としては、行政機関である県福祉事務所や社会福祉課、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等が考えられる。また、各種の入所や通所の社会福祉施設(保育所を含む)、社会福祉協議会、あるいは障害者地域生活支援センター等の生活支援事業実施施設等においても、施設長や指導員・生活支援員等に社会福祉士を任用するよう法律や通知を改正するよう働きかけていく必要がある。

ソーシャルワークは個々人の権利擁護を前提にして、自立した生活支援を目的としているだけに、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の活動は社会福祉領域だけでなく他のサービス領域でも有用である。それらには、医療、教育、雇用、司法等での領域が考えられ、それらの分野でのソーシャルワーカー

カーの活躍が大いに期待できる。

こうした職場としては、具体的には、精神科を含めて退院計画を推進する病院ソーシャルワーク、不登校児やいじめを受けている児童・生徒に対する学校ソーシャルワーク、ホームレスや障害者の就労自立支援のソーシャルワーク、非行少年の自立生活援助、保護観察、家庭裁判所調査官の業務や家庭裁判所の家事調停、少年審判等の司法分野におけるソーシャルワーク、また地域福祉権利擁護事業や成年後見制度における権利擁護・自立支援に関わるソーシャルワーク等、ソーシャルワーカーとして社会福祉士が任用される制度的方途を緊急に整備していく必要がある。

こうした全国的な任用制度の確立に向けて展開していくのと同時に、地方分権の時代にあっては、個々の自治体で、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士及び精神保健福祉士の任用を考えていく必要がある。一部の都道府県や政令指定都市では、社会福祉専門職の採用を実施しているが、都道府県等に限らず、最も身近な利用者の相談窓口となる市町村においてこそ、社会福祉士を任用し配置していくことが必要である。

現在、多くの市町村では地域福祉計画を、都道府県では地域福祉支援計画を策定している段階にある。この計画において、地域住民の人権を守り自立生活を支援できる人材としてのソーシャルワーカーとしての社会福祉士配置の必要性を明示していくよう働きかけていくことが求められる。

4 ソーシャルワーカーの養成

(1) 現状

ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の養成は、数的には4年制大学が多いが、この社会福祉士を養成している教育機関の総数は283校ある。これらの内訳は4年制大学が153校、専修学校が66校、大学院が2校、短期大学が22校、これ以外に厚生労働大臣認可の養成施設が40校である。これらの養成機関のうち215校が加盟し、「社団法人 日本社会福祉士養成校協会」を結成し、社会福祉士養成の推進を図っている。他方、精神保健福祉士の養成は、4年制大学87校、専門学校41校で担われており、社会福祉士と精神保健福祉士の両者を養成し、両者の国家資格受験資格を出している4年制大学は85校である。

他方、社会福祉士の養成教育を含めつつも、広くソーシャルワーク教育・社会福祉教育をしている大学の組織として「日本社会事業学校連盟」がある。これは社会福祉士を養成する4年制大学135校を含む学校により組織され、幅広くソーシャルワーク教育の推進を図ってきている。これら4年制大学135校の内では、博士課程前期（修士課程を含む）を設置している大学が64校、博士課程後期を設置している大学が36校となっている。これら大学や大学院は急激に増加しており、ここ十年で大学は約3.4倍、博士課程前期は3.2倍、博士課程後期は3倍になっている。

(2) 課題

広く国民の自立生活支援を担うソーシャルワーカーの質の維持・向上は国民一人ひとりにとっても大きな関心事といえる。これまでの養成実績を継承しながら、さらなる水準の向上をめざし努力していく必要がある。

社会福祉系大学は、文部科学省の大学設置の「例外規定」条項との関わりもあり、ここ十年急速に増

大している。しかしながら、その教育水準は、国全体の規制緩和政策を受けた大学設置の認可要件の大幅緩和に伴い、必ずしも望ましい状況にあるものばかりとはいえない。文部科学省は、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士、精神保健福祉士が対応する問題の困難さを勘案し、社会福祉教育に関し、教育内容、教育方法、教育条件及び教員組織等の教育水準をより厳格に審査し、社会福祉教育の水準向上を図るよう助言・指導を積極的に行う必要がある。

ソーシャルワーカー養成機関が質の高い教育を実施していくためには、教育や研究水準について自己点検・自己評価や第三者評価が必要不可欠である。とりわけ、国全体として一定の学校数・学生数の確保ができていない4年制大学においては、自己点検・自己評価や第三者評価が不可避の状況にあると言える。同時に、ソーシャルワーカー養成という視点で教育や研究を高めていくことを目的に組織されている「社団法人 日本社会福祉士養成校協会」や「日本社会事業学校連盟」が、公正中立な立場に立ち、ソーシャルワークの研究や教育についての評価機関としての役割を果たすことは組織の目的とも合致しており、そうした活動が期待される。さらに、個々の機関の評価結果を公に開示していくことまで進めることで、ソーシャルワーカー養成機関全体の教育や研究水準を高めることができ、個性豊かな養成機関づくりにつながっていくことになるといえる。

他方、大学院教育においては、文部科学省の専門職大学院構想にみられるように、研究者養成のみならず、既存の仕組みとは別の高度専門職の養成が求められている。そうした人材を育成することで、社会福祉実践現場でのスーパーバイザーや施設長等の経営・管理にあたる管理職を養成することができる。そのためには、ソーシャルワーク専門職大学院の創設を計画的に進めていかなければならないが、その際には、「日本社会事業学校連盟」がイニシアチブをとり、専門職大学院の研究と教育の水準をレベルアップさせることが肝要であり、大学院の外部評価機構の体制を整えることが求められる。この評価については、大学院を高度専門職養成と研究者養成に分離し、それぞれ別の角度から自己点検・自己評価や第三者評価を行うことが求められる。「日本社会事業学校連盟」は外部からの評価者の参画を得て、独立した評価機関としての役割を果たしていくことが期待される。

4年制大学の135校の中で24校は既に社会福祉士の受験資格だけでなく、同時に介護福祉士の国家資格も取得させている。この二つの資格とも、その業務の対象として「日常生活を営むのに支障がある者」を想定しており、その上で、両者の共通のサービス利用者に対して、社会福祉士が相談・助言・指導等に対して、介護福祉士は入浴・排せつ・食事等の介護であり、両者は連携して業務を行ってきている。

今後は、両者が一体的な活動を展開できるように、一定の経験を積んだ介護福祉士資格者が社会福祉士の国家資格受験資格を取得できるように検討することが必要である。これについては、第13期社会福祉・社会保障研究連絡委員会（委員長 一番ヶ瀬康子）が『社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と資格制度について（意見具申）』（昭和62年3月2日）を出し、その中でケアワーカーとソーシャルワーカーの間では一定の条件を付して相互に資格を互換する途を開くことの必要性を指摘してきた。これらのことを踏まえ、両資格制度間での連続性を確保していく途を開くためにも、国家資格試験制度そのものの検討が必要である。

社会福祉の分野においても国際化の影響は大きい。海外における NGO の活動上においても、在住外国人の生活問題への支援においてもソーシャルワークは求められており、国際的視点からソーシャルワーク実践のあり方も考える必要がある。現在の社会福祉士は日本国内の資格であり、それも名称独占により事業を行っている。ただ、こうした資格は本来日本だけでなく、他の国々でも通用する資格となっていくことが求められている。

現在、国際ソーシャルワーカー連盟も国際的なソーシャルワーカーの資格基準づくりを始めているが、今後はソーシャルワーカーの**グローバルスタンダード**づくりが必要となっている。日本においても、社会福祉士や精神保健福祉士のシラバスや国家試験の出題基準を国際的な視点から見直すことが必要である。そのためにも、日本国内のソーシャルワークに関する職能団体や養成機関団体が「国際ソーシャルワーカー連盟」や「国際社会福祉教育学校連盟」に積極的に参加することで、日本のソーシャルワーカーが国際的にも活躍できうる準備を始めなければならない。

5 ソーシャルワーカーの研修

(1) 現状

ソーシャルワーカーの職能団体である「日本ソーシャルワーカー協会」、「社団法人 日本社会福祉士会」、「日本精神保健福祉士協会」、「社団法人 日本医療社会事業協会」がそれぞれ独自の研修を行うことで、それぞれの専門職のレベルアップを図ってきている。また、それぞれの有資格者が勤務し所属している組織である「全国老人福祉施設協議会」、「全国身体障害者施設協議会」、「全国児童養護施設協議会」等が、職員に対して独自の研修を実施している。一方、日本社会福祉士会では、日本医療社会事業協会と連携して、社会福祉士の生涯研修カリキュラムの検討を共同で行い、共同研修プログラムを開始した。今後とも、このような社会福祉士に対する継続的で体系的な研修が実施されていくものと期待できる。

(2) 課題

ソーシャルワークのカバーする領域は多様である。そのため、個々の職能団体が領域別に行う研修だけでなく、組織を超え横断的に生涯研修体制を構築することで、ソーシャルワーク専門職として恒常的に成長していくシステムを作っていくべきである。ここでは、上記の「日本ソーシャルワーカー協会」、「社団法人 日本社会福祉士会」、「日本精神保健福祉士協会」、「社団法人 日本医療社会事業協会」が協働してその任を果たしていくことを期待したい。その際に、研修内容については社会福祉士の養成機関の全国組織である「社団法人 日本社会福祉士養成校協会」や「日本社会事業学校連盟」からの支援が不可欠であり、両者の関係を強化していくことが必要である。

ソーシャルワークの専門性を高めることに意欲をもち、かつそうした専門性を活かせる環境を作り出していくためには、現状の社会福祉士資格制度の上に、専門領域別の上級ソーシャルワーカー（仮称）の認定制度の創設が求められる。既に、第 17 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会（委員長 仲村優一）が『社会サービスに関する研究・教育の推進について』（平成 12 年 5 月 29 日）という対外報告で、研修体系としてまとめた、地域を基盤としたジェネリックソーシャルワークと高度・専門分野の専門性の高いスペシフィックソーシャルワーカーの二段階研修体系の枠組を継承していく必要がある。ここではさらに、後者の専門性の高いスペシフィックソーシャルワーカーについては、専門職大学院とも関わら

せて上級ソーシャルワーカー（仮称）として資格認定制度（サーティフィケーション）を創設することを提案する。

このような研修システムと資格認定制度（サーティフィケーション）を構築するためには、「社団法人 日本社会福祉士会」等の職能団体、「社団法人 日本社会福祉士養成校協会」や「日本社会事業学校連盟」といった養成機関の団体、「日本社会福祉学会」や「日本社会福祉実践理論学会」といった学会組織が相互に一致協力して進めていくことが不可欠である。その意味では、第 18 期日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会（委員長大橋謙策）が提案し組織化された「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」はソーシャルワークの職能団体、養成機関団体、日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会に登録している学術団体としての諸学会を横断的に組織化したものであり、この協議会がイニシアチブをとり、具体的な協議を進めていく必要がある。

さらには、そうした上級ソーシャルワーカー（仮称）を社会的に受け入れられる体制を確保するために、「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」は、「日本社会福祉施設経営協議会」を始め、多くの施設・団体・協議会との連携が求められる。こうした資格認定制度を導入することにより、スーパーバイザーを育成していくことにつながる。スーパーバイザーは、一方では専門職大学院の創設によって進めていくことができるし、他方では実践現場の経験者からも資格を保持することにより養成していくこともできることになる。

6 まとめ

国民の自立生活を支援する対人援助としてのソーシャルワークは、誰もが生活課題に取り組む力を持った人であるとの確信のもと、一貫して「人と環境との関係に焦点をあてた支援」を実施してきた。一人ひとりが生活する上で、置かれている生活・社会環境に向き合うとき、誰もが多かれ少なかれ支援を必要とする生活課題に出会うであろう。今日、そうした生活課題は個人的な要因や社会的な環境的要因がさまざまに関わりあい益々複雑になってきておりソーシャルワークがその力を発揮することが強く求められている。

こうしたソーシャルワークが基本とする姿勢を裏付けるように、WHO は 2001（平成 13）年 5 月に 20 年ぶりに従来の国際障害分類を**国際生活機能分類（ICF）**へ改正した。この考え方は 1980（昭和 55）年の国際障害分類（ICIDH）である、身体的な不全（impairment）を障害の基本に据える考え方を変え、個人的な諸要因と社会的な環境要因を踏まえ、心身機能・構造、活動、参加の側面から健康や障害を同じ次元で規定しようとしている。この国際生活機能分類は障害という課題に向き合う人だけの枠組みではなく、誰もが共有している人間の生活機能の枠組みを提供し、共生社会をめざすソーシャルワークに期待される国民の自立生活支援のあり方を示唆している。

人々の生活や健康を守っていくうえで、ソーシャルワークの社会的使命はきわめて大きい。国際的潮流をも見極め、ソーシャルワーカーの任用や養成・研修を改善、充実することで、人間のウェルビーイングの増進を目指すソーシャルワークが日本社会に定着することを願い、本提案を社会に向けて提示するものである。

【用語の解説】

セーフティネット

セーフティネット（生命・存在・生活の安全網）とは、全ての国民が社会生活を送る上で、脱落することなく、社会の一員として生活できるよう支える社会システムのことである。社会保障、社会福祉はその中核的なシステムである。

一人ひとりがその生命と存在を守られ、安心して生活できるためには、社会福祉・社会保障等の制度が整えられるとともに、地域の助け合いや支え合いのシステムが構築されることが必要である。しかし、現実には、制度の枠から外れ、また地域で孤立している人々が増加している。またサービスの担い手の多元化と分業化、そして社会サービスのシステムが措置から契約に移行する過程で、利用者の自立した生活を支える最終的な責任が曖昧になっているという指摘も多くなされている。セーフティネットの推進主体である行政、社会福祉法人等の役割を確認し、住民等の活動との関わりにおいて、ソーシャルワーカーである社会福祉士による具体的なプログラムの開発が急務となっているのである。

ノーマライゼーション

ノーマライゼーション思想は、1950年代、デンマークの親の会による知的障害者施設処遇改善運動を契機に提唱され、その後、北欧、北米を中心にその概念が確立されてきた。知的障害のある人に、その社会の市民に提供されている普通の生活条件、生活様式を同等の権利として提供していくこと、すなわち、障害のある人の生活を「ノーマル」にすることを強調するものである。それは、障害のある人が、他の市民と同じように当たり前の生活ができる社会の建設を目標とする考え方でもある。日本では、1981〔昭和56〕年の国際障害者年を契機に障害者福祉施策を推進する理念として認識されるようになり、今日では、障害者福祉分野のみならず、広く社会福祉の基本的理念の一つでもある。

ソーシャルインクルージョン

貧困者やホームレス、文化的な相違によって社会において孤立している日本国籍を有しない住民等を社会から排除された人々としてとらえ、共に生き、支え合い、誰もが排除されない社会づくりをめざす概念である。ちなみに、従来ノーマライゼーションの理念を具体化するための概念として「ソーシャルインクルージョン」（社会的統合）が用いられていたが、インテグレーションは、多数に少数を統合するという価値の強制をもたらすという危険性があるとの批判がなされ、多様性を認め合いながら、地域住民が共に築くというプロセスを重視したソーシャルインクルージョンの考え方が強調されてきている。

なお、「社会的な援助を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成12年12月8日、厚生省社会援護局長による報告書）に、ソーシャルインクルージョンという概念が取り入れられている。

ウェルビーイング

日本語では「ウェルフェア」も「ウェルビーイング」も「福祉」と訳されている場合が多かった。だが、英語ではその意味は区分され用いられている。ウェルビーイングは個人の人権の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている。ウェルフェアは、その前史として、貧困対策としての救貧的、慈恵的イメージを伴ってきた。

ウェルビーイング (well-being) は、1946〔昭和 21〕年世界保健機構 (WHO) 憲法草案の中にも登場している。Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absent of disease or infirmity. このウェルビーイングを「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳し用いてきた。さらに、国連国際家族年や国連子どもの権利条約のキーワードとして注目された。

最近では、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW: International Federation of Social Workers) は、2000 (平成 12) 年のモントリオール大会で、ソーシャルワークを再定義し、「ソーシャルワーク専門職は、ウェルビーイングの状態を高めることを目指す。」としている。

社会福祉士と精神保健福祉士

共にソーシャルワーク業務を担う専門職として、以下の法律でその資格が規定されている。社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法 (1987〔昭和 62〕年) で、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神方上の障害があることまたは環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行なうことを業とする者」(第 2 条定義) とある。また、精神保健福祉士は、精神保健福祉士法 (1997〔平成 5〕年) で、「精神障害者の保健、福祉に関する専門的技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行なうことを業とする者」(第 2 条定義) とある。

グローバルスタンダード

さまざまな活動母体が国枠を超えて国際的に活動しようとするとき、合理的な選択やリスクを最小限にしようとするなどの働きが起きてくる。その際、基準化したルールなどが必要とされる国際的に認められた基準をいう。近年、社会サービスの質の向上をめざして導入された第三者評価にみられるように、ISO (国際標準化機構) など公的な機関に正式に認められることでその承認をえていくという方法がみられる。

WHO の新しい障害定義

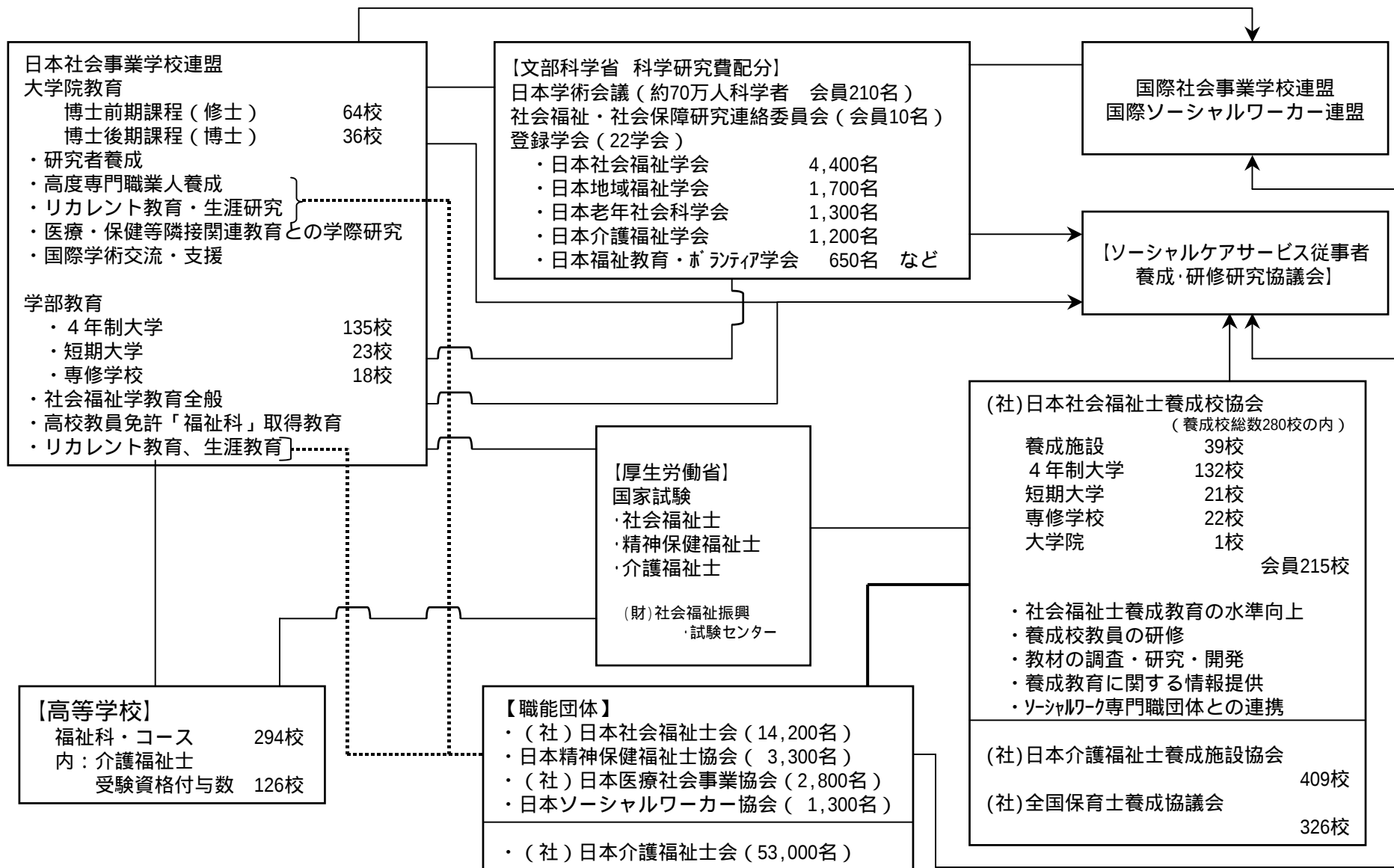
WHO の障害分類が注目されたのは、国際障害者年 (1981〔昭和 56〕年) を期に提案された国際障害分類 (ICIDH: International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps) である。今回の提案も国際疾病分類の補助分類として位置づけられていることに変わりはない。その提案と同時に、国際的にその定義をめぐって関係者によって検討を重ね、今回は、それらを踏まえての提案である。2001 年 5 月の国連総会で国際生活機能分類 (CIF: International Classification of Functioning, Disability, and Health) として新しい提案が承認された。これまでの分類と異なり、障害のある人に限定するものでなく、全ての人に関する分類である。しかし、保険、社会保障、労働、教育、経済、社会政策、立法、環境整備などの領域にも応用できるとしている。

その目的が「健康状況と健康関連状況を示すにあたって、統一的で標準的な言語と概念的枠組みを提供すること」とあるように、健康分類および健康関連分類である。これらが、身体、個人、社会という視点から 心身機能構造 (body functions and structure) と 活動 (activity) と参加 (participation)

の基本リストに分けられ、その人にとっての生活機能（functioning）という肯定的側面と機能障害、活動制限、参加の制約という否定的側面を包括的に捉えようとするものである。また、一方、[生活機能と障害（disability）]の要素と相互に影響しあう背景要因（環境因子と個人因子）を位置づけている。個人因子は文化・社会の相違の影響が強く分類しがたいとされ、環境因子についてのみ物理的環境、社会的環境、人々の社会的態度などに要素化されている。

添付資料

日本における社会福祉学教育・研究の鳥瞰図



添付資料
社会福祉士任用の現状と可能性

No. 1

分野	機関・施設		職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
行政	福祉事務所		社会福祉主事		S26.3.29.	法律第45号	福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、・・・一 指導監督を行う所員二 現業を行う所員 三 事務を行う所員	社会福祉法	第15条
			所長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
			課長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
			査察指導員	社会福祉主事	S28.2.11.	社乙発第15号	・・・又指導員、現業員は必ず社会福祉主事でなければならないことは法の明記する処である・・・	福祉事務所の整備・運営について	2 職員の充足と訓練について
			身体障害者福祉司	社会福祉主事	S24.12.26.	法律第283号	身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、・・・任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	身体障害者福祉法	第12条
			知的障害者福祉司	社会福祉主事	S35.3.31.	法律第37号	知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	知的障害者福祉法	第11条
			老人福祉指導主事		S38.7.29.	社発第513号	法第6条に規定する老人福祉の業務を行う・・・老人福祉行政の第一線機関の中核として重要な機能を果たす・・・	老人福祉法の施行に伴う実施体制の整備について	一
					S38.7.11.	法律第133号	市及び福祉事務所を設置する町村は、・・・社会福祉主事を置かなければならない。	老人福祉法	第6条
							都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。	老人福祉法	第7条
			家庭相談員	社会福祉主事	S39.4.22.	発児第92号	都道府県又は市町村の非常勤職員で、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、・・・	家庭児童相談室の設置運営について	家庭児童相談室設置運営要綱 第六 職員の資格 二 家庭相談員
					S39.4.22.	児発第360号	・・・家庭児童福祉関係専門職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭相談員を配置する・・・	家庭児童相談室の設置運営について	第三 職員
			家庭児童福祉主事		S45.4.9.	社庶第74号	家庭児童相談室は、福祉課に所属し、家庭児童福祉主事及び家庭相談員は、福祉課長の指導監督を受けるものとする。	福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について	福祉事務所標準組織図の説明
			母子自立支援員		S39.7.1.	法律第129号	2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。	母子及び寡婦福祉法	第8条第2項
	児童相談所		所長	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。一 医師・二 ・二の二 社会福祉士	児童福祉法	第16条の2
			児童福祉司	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であって次の各号・・・児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という）を置かなければならない。	児童福祉法	第11条
					H12.5.24.	法律第82号	当該児童の保護者の指導についての意見	児童虐待防止法	第13条
	保健所		精神保健福祉相談員	精神保健福祉士	S25.5.1.	法律第123号	精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第48条の2
	身体障害者更生相談所		所長		H5.3.31.	社援更第107号	（ア）社会福祉事業に従事する者として五年以上（イ）身体障害者福祉司として3年以上（ウ）医師、心理判定員又は職能判定員（エ）その他	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	（二）職員の資格
			ケースワーカー 心理判定員、職能判定員	社会福祉士 社会福祉士			（ア）身体障害福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者 イ 心理判定員、職能判定員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。（ア）社会福祉士の資格を有する者		
	知的障害者更生相談所		所長		S35.6.17.	社発第380号	イ 社会福祉事業従事者として五年以上その職務を行い、必要な学識経験を有する者 ロ 医師・・・ハ 知的障害者福祉司として三年以上勤務した者 ニ 準ずるもの・・・	知的障害者更生相談所の設置及び運営について	五 職員の資格
			ケースワーカー 心理判定員、職能判定員				イ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者 ロ 知的障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として二年以上その職務を行ない前号に準ずる学識経験を有すると認められる者		
精神障害	地域生活支援センター						地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第50条の二の6
	保護	救護・更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設長		S41.7.1.	厚生省令第18号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準	第5条
			生活指導員	社会福祉主事			社会福祉法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者		第5条の2
					S41.12.15.	社施第335号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について	第一 一般的事項 四 職員の資格要件

社会福祉士任用の現状と可能性

No. 2

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
児童	児童養護施設	施設長		S23.12.29.	厚生省令第63号	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条
		児童指導員				一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校		第43条
						・生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する		第44条
	母子生活支援施設	施設長				健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条
		母子指導員				・ 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・		第28条
						・・・生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等・・・		第29条
	児童自立支援施設			S23.12.29.	厚生省令第63号	・・・児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上従事した者	児童福祉施設最低基準	第81条
		児童自立生活支援員				・ 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・		第82条
		児童生活支援員	保育士			児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する		第83条
	児童厚生施設	施設長		S23.12.29.	厚生省令第63号	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条
		児童の遊びを指導する者	母子指導員			児童厚生施設には、児童のあそびを指導する者を置かなければならない。		第38条
						・・・児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図る・・・		第39条
	地域生活支援	コーディネーター	社会福祉士	H8.5.10.	児障第25号	在宅福祉を担当する職員(以下「コーディネーター」という。)は、常勤とし、地域生活支援事業の業務に専任すること。したがって、施設の業務は行わないものであること。なお、コーディネーターは、児童指導員、生活指導員、社会福祉士等の資格を有するものであって、障害児(者)の処遇の業務について実務経験を5年以上有し、各種福祉施策に熟知していることが望ましい。	障害児(者)地域療育等支援事業の取り扱いについて	ウ 地域生活支援事業（ア）担当する職員について
身体障害	身体障害者更生援護施設等	施設長	社会福祉主事	S60.1.22.	社更第4号	施設長は、医師、各施設の入所対象者にかかる分野に関する特殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免許を有する者であって三年以上同分野における福祉、教育の経験を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれに準ずる者とする。	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙)第一一 職員
						社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 二
		身体障害者更生施設、身体障害者授産施設	社会福祉主事	H12.3.30.	厚生省令第54号	医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における3年以上の福祉若しくは教育の経験を有する者、身体障害者福祉士若しくは社会福祉主事として5年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設等の設備・運営の基準	
		身体障害者療護施設	社会福祉主事			社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第21条
		舗装具製作施設				社会福祉事業に5年以上従事した者又は補装具製作施設の施設長として必要な学識経験を有する者		第42条
		点字図書館				司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第46条
		点字出版施設				社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第46条の2
		身体障害者小規模通所授産施設				身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者		第32条第8項
		身体障害者福祉ホーム	管理人			身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者福祉ホームを適切に運営する能力を有する者		第28条
		内部障害者厚生施設	生活指導員	H12.6.13.	障第464号	内部障害者厚生施設における生活指導は、日常生活を正しく指導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練と教養の補充を行うと共に、入所中の生活を適切かつ豊かに送らせる・・・	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	第5節の5
		身体障害者福祉ホーム		S60.1.22.	社更第4号	生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 三
				H12.3.30.	厚生省令第54号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準	第21条の2
		ケースワーカー	社会福祉主事	S60.1.22.	社更第4号	ケースワーカーは、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者でなければ成らないこと。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第六 内部障害者更生施設 七 職員 (三)

社会福祉士任用の現状と可能性

No. 3

分野	機関・施設		職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
知的障害	知的障害者援護施設等	知的障害者更生施設、授産施設、通勤寮	施設長／寮長		H2.2.19.	厚生省令第57号	1．社会福祉事業に5年以上従事した者であって、施設を運営するのに適切であると認められる者　2．精神保健に関して相当の学識経験を有する医師　3．前2号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準	第12条
			生活指導員				学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者		第7条の5
			管理人				知的障害者福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に管理運営する能力を有する者		第33条
			施設長				知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者		第21条
地域福祉	社会福祉協議会		生活支援ワーカー	社会福祉士	H3.9.19.	児障第28号	(2) 生活支援ワーカーは、知的障害者福祉司、生活指導員、児童指導員、社会福祉士の資格を有するものであって、知的障害者(児)処遇の業務についての実務の経験を5年以上有することが望ましいこと。	知的障害者生活支援事業の取り扱いについて	2 職員の配置について
			福祉活動指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・		5 任用資格 福祉活動指導員
			企画指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・		5 任用資格 企画指導員
			地域福祉活動コーディネーター	社会福祉士	H13.8.10.	社援発第1391号	(1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。		5 職員等の配置
			福祉活動専門員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・		5 任用資格 福祉活動専門員
	証明事務		要介護状態の事実	社会福祉士	H7.9.29.	職発第696号／ 婦発第277号	・・・「証明することができる書類」・・・ 要介護状態の事実 医師、保健婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は介護福祉士が交付する別添の基準に係る事実を証明する書類	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第2次施行分)について	(4) 則第22条第2項の「証明することができる書類」として利用可能な書類の例
	苦情解決		第三者委員	社会福祉士	H12.6.7.	児発第574号／社援第1351号／障第451号	○ 第三者委員の要件 ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 イ 世間からの信頼性を有する者であること。(例示) 評議員(理事を除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など		2 苦情解決体制 (3) 第三者委員
	生活支援		常勤職員	社会福祉士	H8.5.10.	社援第133号	(1) 生活支援事業を行うため、ア又はイのいずれかに該当する者を一名常勤(専従)で配置するものとする。 ア 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者	市町村障害者生活支援事業の実施について	5 職員配置等
	福祉用具		職員	社会福祉士	H6.10.21.	社援更第284号／老振第80号	(1) 職員については、次の職員を適切に配置すること。 ア 理学療法士、作業療法士、保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、一定の研修を受けた者等、福祉用具に関する専門的知識を有する者		福祉用具貸貸サービス及び福祉用具販売サービスのガイドラインについて
老人	老人福祉施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)		施設長		S47.2.26.	社老第17号	1．社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者	軽費老人ホームの設備及び運営について	
					H11.3.31.	厚生省令第46号	1．社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者		第5条
			生活相談員	社会福祉主事	S41.7.1.	厚生省令第19号	1．社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第5条 第5条の2
					S41.12.16.	社老第149号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・		第一 一般的事項 4 職員の資格要件
					S47.2.26.	社老第17号	次の基準による職員を置くものとする。	軽費老人ホームの設備及び運営について	5 職員 (1)職員数
			所長						
	在宅介護支援センター		ソーシャルワーカー	社会福祉士	S51.5.21.	社老第28号	・・・次に掲げる職種の職員を常勤で配置する・・・なお、職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせて配置するものとする。 社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦一人	在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について	別添4の2 1 在宅介護支援センター運営事業 (8) 職員の配置等

社会福祉士任用の現状と可能性

No. 4

分野	機関・施設		職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
介護 保険	居宅介護 支援		管理者		H11.3 .31.	厚生省令第 38号	1. 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員の職務に従事する場合	指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に 関する基準について	第3条
			介護支援専 門員	介護支援 専門員	H10.4 .10.	厚生省令第 53号	・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するも の又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等によ り相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得もの と認められるもの・・・	介護支援専門員に関す る省令	第11条
					H11.7 .29.	老企第22 号	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支 援専門員を置かなければならない・・・	指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に 関する基準について	二 人員に関する基 準
	指定介護 老人福祉 施設		介護支援 専門員	介護支援 専門員	H12.3 .17.	老企第43 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営 に関する基準について	第二 人員に関する 基準 四
	介護老人 保健施設				H12.3 .17.	老企第44 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	介護老人保健施設の人 員、施設及び設備並び に運営に関する基準に ついて	第二 人員に関する 基準 六
	指定介護 療養型医 療施設				H12.3 .17.	老企第45 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護療養型医療施 設の人員、設備及び運 営に関する基準につい て	第三 人員に関する 基準・設備に関する 基準 一 人員に関 する基準 (四)

[備考] 社会福祉法施行規則(昭和26年6月21日厚生省令第28号)
(法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者) 1、社会福祉士 2、精神保健福祉士

日本学術会議社会福祉・社会保障研連

社会福祉主事等任用の現状と法令・通知

2002.3.11.

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
行政	福祉事務所		社会福祉主事	S26.3.29.	法律第45号	福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、・・・ 一 指導監督を行う所員 二 現業を行う所員 三 事務を行う所員	社会福祉法	第十五条
		所長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		課長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		査察指導員	社会福祉主事	S28.2.11.	社乙発第15号	・・・又指導員、現業員は必ず社会福祉主事でなければならないことは法の明記する処である・・・	福祉事務所の整備・運営について	2 職員の充足と訓練について
		生活保護担当(ケースワーカー)						
		身体障害者福祉司	社会福祉主事	S24.12.26.	法律第283号	身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、・・・任用しなければならない。 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	身体障害者福祉法	第12条
		知的障害者福祉司	社会福祉主事	S35.3.31.	法律第37号	知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	知的障害者福祉法	第11条
		老人福祉指導主事		S38.7.29.	社発第513号	法第6条に規定する老人福祉の業務を行う・・・老人福祉行政の第一線機関の中核として重要な機能を果たす・・・	老人福祉法の施行に伴う実施体制の整備について	一
				S38.7.11.	法律第133号	市及び福祉事務所を設置する町村は、・・・社会福祉主事を置かなければならない。	老人福祉法	第六条
						都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。	老人福祉法	第7条
	家庭児童福祉	家庭相談員	社会福祉主事	S39.4.22.	発児第92号	都道府県又は市町村の非常勤職員で、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、・・・	家庭児童相談室の設置運営について	家庭児童相談室設置運営要綱 第六 職員の資格 二 家庭相談員
			S39.4.22.	児発第360号	・・・家庭児童福祉関係専門職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭相談員を配置する・・・	家庭児童相談室の設置運営について	第三 職員	
	児童相談所	母子相談員						
		所長	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 医師・・・ 二 …… 二の二 社会福祉士	児童福祉法	第十六条の二
		児童福祉司	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であって次の各号・・・児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という）を置かなければならない。	児童福祉法	第一一条
				H12.5.24.	法律第82号	当該児童の保護者の指導についての意見	児童虐待防止法	第13条
婦人相談所	所長							
	婦人相談員							
保健所	精神保健福祉相談員	精神保健福祉士				精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第48条の2
身体障害者更生相談所	所長		H5.3.31.	社援更第107号	(ア)社会福祉事業に従事する者として五年以上 (イ)身体障害者福祉司として3年以上(ウ)医師、心理判定員又は職能判定員 (エ)その他	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	(二)職員の資格	
	ケースワーカー	社会福祉士	H5.3.31.	社援更第107号	(ア)身体障害福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	(二)職員の資格	
	身体障害者							
知的障害者更生相談所	所長		S35.6.17.	社発第380号	イ 社会福祉事業従事者として五年以上その職務を行い、必要な学識経験を有する者 ロ 医師・・・ ハ 知的障害者福祉司として三年以上勤務した者 二 準ずるもの・・・	知的障害者更生相談所の設置及び運営について	五 職員の資格	
	知的障害者							
児童	児童養護施設	園長						
		児童指導員		S23.12.29.	厚生省令第63号	・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・ ・・・生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する・・・	児童福祉施設最低基準	第43条 第44条
	母子生活							

	支援施設	母子指導員				・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・	児童福祉施設最低基準	第28条	
						・・・生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等・・・	児童福祉施設最低基準	第29条	
	児童自立支援施設	所長		S23.1 2.29.	厚生省令第63号	・・・一 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上従事した者	児童福祉施設最低基準	第81条	
		児童自立生活支援員				・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・	児童福祉施設最低基準	第82条	
		児童生活支援員	保育士			児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する	児童福祉施設最低基準	第83条	
	児童館	児童の遊びを指導する者	母子指導員	S23.1 2.29.	厚生省令第63号	児童厚生施設には、児童のあそびを指導する者を置かなければならない。 ・・・児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図る・・・	児童福祉施設最低基準	第38条 第39条	
	老人	老人福祉施設	施設長						
			生活相談員	社会福祉主事	S41.7 .1.	厚生省令第19号	社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第五条の2
					S41.1 2.16.	社老第149号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について	第一 一般的事項 4 職員の資格要件
			S47.2 .26.	社老第17号	次の基準による職員を置くものとする。	軽費老人ホームの設備及び運営について	5 職員 (1)職員数		
在宅介護支援センター		所長							
		ソーシャルワーカー	社会福祉士等	S51.5 .21.	社老第28号	・・・次に掲げる職種の職員を常勤で配置する・・・なお、職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦一人	在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について	別添4の2 1 在宅介護支援センター運営事業 (8) 職員の配置等	
身体障害	身体障害・更生援護	施設長		S60.1 .22.	社更第4号	施設長は、医師、各施設の入所対象者にかかる分野に関する特殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免状を有する者であって三年以上同分野における福祉、教育の経験を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれに準ずる者とする。	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙)第一 職員	
		施設長		S60.1 .22.	社更第4号	社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 二	
		生活指導員		H12.6 .13.	障第464号	内部障害者厚生施設における生活指導は、日常生活を正しく指導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練と教養の補充を行うと共に、入所中の生活を適切かつ豊かに送らせる・・・	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	第五節の5	
		ケースワーカー	社会福祉主事	S60.1 .22.	社更第4号	ケースワーカーは、身体障害福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者でなければならないこと。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第六 内部障害者更生施設 七 職員 (三)	
		生活指導員	社会福祉主事	S60.1 .22.	社更第4号	生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 三	
		生活指導員		H12.3 .30.	厚生省令第54号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準	第21条の2	
知的障害	知的障害者援護施設	施設長							
		生活指導員		H2.2. 19.	厚生省令第57号	学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準	第7条の5	
	知的障害者生活支援事業	生活指導員							
精神障害	地域生活支援センター					地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第50条の二の6	
救護	救護・更生施設	所長							
		生活指導員	社会福祉主事	S41.7 .1.	厚生省令第18号	社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準	第五条の2	

				S41.1 2.15.	社施第33 5号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	教護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について	第一 一般的事項 四 職員の資格要件
地域 福祉	社会福祉 協議会	福祉活動指 導員	社会福祉 士	H6.9. 30.	発社援第 300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動指導員
		企画指導員	社会福祉 士	H6.9. 30.	発社援第 300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 企画指導員
		地域福祉活 動コーディネーター	社会福祉 士	H8.7. 17.	社援地第 68号	・・・地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主時の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。	ふれあいのまちづくり事業の実施について	ア 地域福祉活動 コーディネーターの 設置
		福祉活動専 門員	社会福祉 士	H6.9. 30.	発社援第 300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動専門員
介護 保険	居宅介護 支援	介護支援専 門員	介護支援 専門員	H10.4 .10.	厚生省令第 53号	・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得ものと認められるもの・・・	介護支援専門員に関する省令	第11条
				H11.7 .29.	老企第22 号	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を置かなければならない・・・	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について	二 人員に関する基 準
				H12.3 .17.	老発第 214号	・・・直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに・・・	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	第一 一般的事項 5 職員の専従
	指定介護 老人福祉 施設			H12.3 .17.	老企第43 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	第二 人員に関する 基準 四
	介護老人 保健施設			H12.3 .17.	老企第44 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	第二 人員に関する 基準 六
	指定介護 療養型医 療施設			H12.3 .17.	老企第45 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	第三 人員に関する 基準・設備に関する 基準 一 人員に関 する基準 （四）

日本学術会議社会福祉・社会保障研連

2002.3.11.

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
行政	福祉事務所		社会福祉主事	S26.3.29.	法律第45号	福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、・・・一 指導監督を行う所員 二 現業を行う所員 三 事務を行う所員	社会福祉法	第十五条
		所長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		課長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		査察指導員	社会福祉主事	S28.2.11.	社乙発第15号	・・・又指導員、現業員は必ず社会福祉主事でなければならないことは法の明記する処である・・・	福祉事務所の整備・運営について	2 職員の充足と訓練について
		生活保護担当(ケースワーカー)						
		身体障害者福祉司	社会福祉主事	S24.12.26.	法律第283号	身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、・・・任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	身体障害者福祉法	第12条
		知的障害者福祉司	社会福祉主事	S35.3.31.	法律第37号	知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	知的障害者福祉法	第11条
		老人福祉指導主事		S38.7.29.	社発第513号	法第6条に規定する老人福祉の業務を行う・・・老人福祉行政の第一線機関の中核として重要な機能を果たす・・・	老人福祉法の施行に伴う実施体制の整備について	一
				S38.7.11.	法律第133号	市及び福祉事務所を設置する町村は、・・・社会福祉主事を置かなければならない。	老人福祉法	第六条
						都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。	老人福祉法	第7条
	家庭児童福祉	家庭相談員	社会福祉主事	S39.4.22.	発児第92号	都道府県又は市町村の非常勤職員で、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、・・・	家庭児童相談室の設置運営について	家庭児童相談室設置運営要綱 第六 職員の資格 二 家庭相談員
				S39.4.22.	児発第360号	・・・家庭児童福祉関係専門職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭相談員を配置する・・・	家庭児童相談室の設置運営について	第三 職員
		母子相談員						
	児童相談所	所長	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。一 医師・・・ 二 … 二の二 社会福祉士	児童福祉法	第十六条の二
		児童福祉司	社会福祉士	S22.12.12.	法律第164号	都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であって次の各号・・・児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という）を置かなければならない。	児童福祉法	第一一条
				H12.5.24.	法律第82号	当該児童の保護者の指導についての意見	児童虐待防止法	第13条
保健所	婦人相談所	所長						
		婦人相談員						
	保健所	精神保健福祉相談員	精神保健福祉士			精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第48条の2
		所長		H5.3.31.	社援更第107号	(ア)社会福祉事業に従事する者として五年以上 (イ)身体障害者福祉司として3年以上 (ウ)医師、心理判定員又は職能判定員 (エ)その他	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	(二)職員の資格
	身体障害者更生相談所	ケースワーカー	社会福祉士	H5.3.31.	社援更第107号	(ア)身体障害福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	(二)職員の資格
		身体障害者相談員						
	知的障害者更生相談所	所長		S35.6.17.	社発第380号	イ 社会福祉事業従事者として五年以上その職務を行い、必要な学識経験を有する者 ロ 医師・・・ ハ 知的障害者福祉司として三年以上勤務した者 二 準ずるもの・・・	知的障害者更生相談所の設置及び運営について	五 職員の資格
		知的障害者相談員						
児童	児童養護施設	園長						
		児童指導員		S23.12.29.	厚生省令第63号	・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・ ・・・生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する・・・	児童福祉施設最低基準	第43条 第44条
	母子生活支援施設	母子指導員				・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・	児童福祉施設最低基準	第28条
						・・・生活指導は、個々の母子の家庭生活及び移動の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等・・・	児童福祉施設最低基準	第29条
	児童自立支援施設	所長		S23.12.29.	厚生省令第63号	・・・一 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上従事した者	児童福祉施設最低基準	第81条
		児童自立生活支援員				・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・	児童福祉施設最低基準	第82条

老人	児童館	児童生活支援員	保育士			児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する	児童福祉施設最低基準	第83条
		児童の遊びを指導する者	母子指導員	S23.12.29.	厚生省令第63号	児童厚生施設には、児童のあそびを指導する者を置かなければならない。	児童福祉施設最低基準	第38条
						・・・児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図る・・・	児童福祉施設最低基準	第39条
	老人福祉施設	施設長						
		生活相談員	社会福祉主事	S41.7.1.	厚生省令第19号	社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第五条の2
				S41.12.16.	社老第149号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について	第一 一般的事項 4 職員の資格要件
				S47.2.26.	社老第17号	次の基準による職員を置くものとする。	軽費老人ホームの設備及び運営について	5 職員 (1)職員数
	在宅介護支援センター	所長						
		ソーシャルワーカー	社会福祉士等	S51.5.21.	社老第28号	・・・次に掲げる職種の職員を常勤で配置する・・・なお、職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦一人	在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について	別添4の2 1 在宅介護支援センター運営事業 (8) 職員の配置等
身体障害	身体障害・更生援護	施設長		S60.1.22.	社更第4号	施設長は、医師、各施設の入所対象者にかかる分野に関する特殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免状を有する者であって三年以上同分野における福祉、教育の経験を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれに準ずる者とする。	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙) 第一 職員
		施設長		S60.1.22.	社更第4号	社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙) 第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 二
		生活指導員		H12.6.13.	障第464号	内部障害者厚生施設における生活指導は、日常生活を正しく指導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練と教養の補充を行うと共に、入所中の生活を適切かつ豊かに送らせる・・・	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	第五節の5
		ケースワーカー	社会福祉主事	S60.1.22.	社更第4号	ケースワーカーは、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者でなければ成らないこと。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙) 第六 内部障害者更生施設 七 職員 (三)
		生活指導員	社会福祉主事	S60.1.22.	社更第4号	生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙) 第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 三
		生活指導員		H12.3.30.	厚生省令第54号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準	第21条の2
知的障害	知的障害者援護施設	施設長						
		生活指導員		H2.2.19.	厚生省令第57号	学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準	第7条の5
	知的障害者生活支援事業	生活指導員						
精神障害	地域生活支援センター					地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第50条の二の6
救護	救護・更生施設	所長						
		生活指導員	社会福祉主事	S41.7.1.	厚生省令第18号	社会福祉法第18条各ごうのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準	第五条の2
				S41.12.15.	社施第335号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について	第一 一般的事項 四 職員の資格要件
地域福祉	社会福祉協議会	福祉活動指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動指導員
		企画指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 企画指導員
		地域福祉活動コーディネーター	社会福祉士	H8.7.17.	社援地第68号	・・・地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主時の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。	ふれあいのまちづくり事業の実施について	ア 地域福祉活動コーディネーターの設置
		福祉活動専門員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動専門員
介護保険	居宅介護支援	介護支援専門員	介護支援専門員	H10.4.10.	厚生省令第53号	・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得ものと認められるもの・・・	介護支援専門員に関する省令	第11条

				H11.7.29.	老企第22号	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を置かなければならない・・・	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について	二 人員に関する基準
	特別養護老人ホーム			H12.3.17.	老発第214号	・・・直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに・・・	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	第一 5 一般的事項 職員の専従
	指定介護老人福祉施設			H12.3.17.	老企第43号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営	第二 人員に関する基準 四
	介護老人保健施設			H12.3.17.	老企第44号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び	第二 人員に関する基準 六
	指定介護療養型医療施設			H12.3.17.	老企第45号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	第三 人員に関する基準・設備に関する基準 一 人員に関する基準 （四）